

## ⚠️ ご注意いただきたいこと

### 保険料の確定精算について

総括契約特約条項、年間包括特約条項、建設工事総合補償特約条項がセットされたご契約につきましては保険期間中の見込みの完成工事高等（以下「保険料算出の基礎数値」といいます）を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算（確定精算）いただく契約方式（以下「確定精算方式」といいます）と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。

確定精算を省略する方式をご選択（「保険料確定特約条項」をセット）された場合には、以下の点にご注意ください。

- この特約条項をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払込みいただけます。  
（注1）ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約条項はセットできません。また、この場合においてこの特約条項をセットしたときには、確定精算が必要となります。  
（注2）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするとご契約には、この特約条項はセットできません。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、普通保険約款・特約条項に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

### 万一、事故が発生した場合

#### 〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- ・万一事故が発生した場合は、ただちに代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

#### 〈示談にあたって〉

- ・建設工事保険の損害賠償責任補償特約条項および引渡後損害賠償責任補償特約条項には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
- ・賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず弊社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。

あんしん24  
受付センター

事故の場合は  
事故が発生した場合は、ご契約の代理店・扱者  
または右記までご連絡ください。

0120-985024 (携帯・PHS  
OK)

※おかけ間違いにご注意ください。

365日・24時間受付

### 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

- このパンフレットは「建設工事保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約条項集」をご用意しておりますので、代理店・扱者または弊社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。なお、保険料払い込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。お手続きの日より1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。

- 契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。

## あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

- ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
TEL:03-5424-0101(大代表)  
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

## あいおいニッセイ同和損保

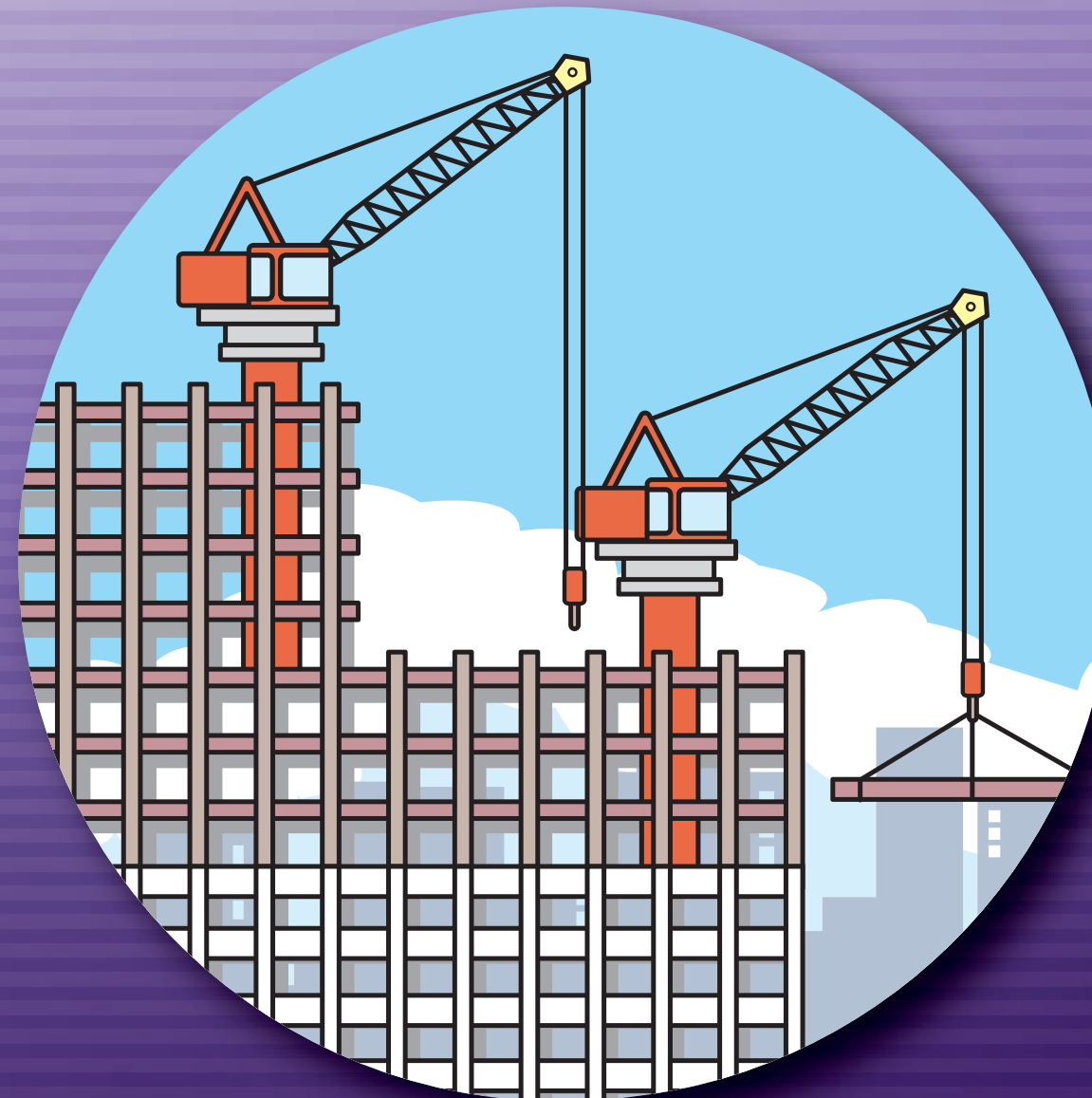
MS&AD INSURANCE GROUP

ビルなどの建物の建築工事の補償に備えたい方に。 **事業用**

建設工事保険

平成22年10月以降保険始期用

# 建設工事保険



「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」は、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社が平成22年10月1日に合併し、誕生した会社です。

# 1 ご契約の対象

## 対象となる工事

この保険はビル、工場建屋、倉庫、住宅等の建物の建築工事（増築・改築・改装・修繕工事を含みます）を主体とする工事が対象となります。

(注) ただし、次の工事は保険の対象に含まれません。

1. 道路・トンネル等の土木工事を主体とする工事
2. 鉄塔・タンク等の鋼構造物を主体とする組立工事
3. 本体工事と分離して発注<sup>※1</sup>される建物の基礎工事、付帯工事<sup>※2</sup>
4. 分解・解体または取片づけ工事 など

※1 本体工事と一括してご契約される場合は保険の対象に含まれます。

※2 付帯工事とは、電気工事、衛生工事、空調工事、ガス・水道工事、その他外構工事等をいいます。



## 総括契約の おすすめ

ご契約の方法には、個々の工事ごとにご契約いただく「個別契約」と、年間に受注する対象工事のすべてを包括的にご契約いただく「総括契約」とがあります。年間の受注件数が多く、個別契約では契約事務が煩雑なお客さまには、「総括契約」を是非おすすめします。

## [総括契約のメリット]

### 1. 個別工事ごとの契約が不要で、契約もれのリスクが軽減されます！

あらかじめ約定した対象工事のすべてがまとめて補償されますので、個別工事ごとの契約手続きを必要とせず、また個別工事ごとの契約と比べ、建設工事保険の契約もれが回避できます。

### 2. 契約手続きが簡単です！

ご契約時には、着工が予定される対象工事請負金額の合計額により年間の保険料を算出しますので、手続きが簡単です。ご契約後は、工事通知（月一回通知する方式と保険期間終了後に一括して通知する方式のいずれかをお選びください）と、保険料精算だけで済みますので、契約事務の軽減が図れます。

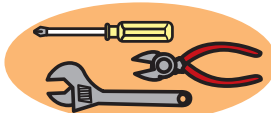
### 3. 保険料を割引します！

建設工事保険の保険料を **10%割引** します。（総括契約割引）

## 保険の対象となる物

この保険の対象となる物は工事現場における次の物をいいます。

- 工事の目的物（発注者に引き渡されるべき建築物）
- 上記工事の目的物に付随する仮工事の目的物（支保工、型枠工、支持枠工、足場工等）
- 工事中用仮設物（電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備に限ります）
- 現場事務所、倉庫その他の工事中用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具をいい、測量用具、機械・器具・工具類、従業員の私物等は保険の対象とはなりません）
- 工事中用材料および工事中用仮設材



次の物は保険の対象に含まれません。

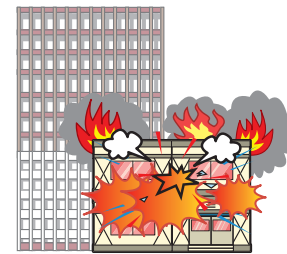
- ・据付機械設備等の工事中用仮設備
- ・工事中用機械器具およびこれらの部品
- ・航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- ・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物 など

# 2 お支払いの対象となる事故（主なもの）

工事現場において、次のような不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

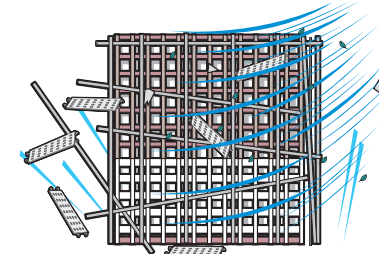


## 火災、破裂・爆発



放火により現場事務所等の仮設建物が全焼した。

## 風災・雹災<sup>ひょう</sup> (台風、暴風、暴風雨、突風等)



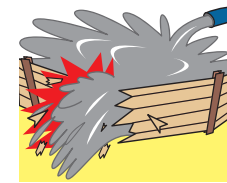
突風により仮締めされている鉄骨がはずれ落下した。

## 建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突・倒壊 (航空機の墜落、車両の飛び込み等)



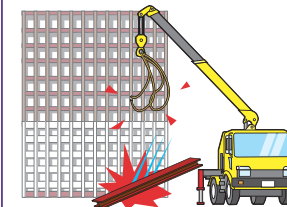
車両の飛び込みにより、建築中の建物が損壊した。

## 設計・施工・材質 の欠陥



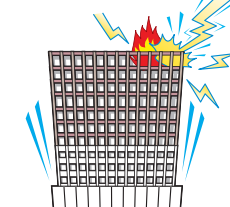
コンクリート打設中、コンクリート圧によって型枠がはずれ、コンクリートが流出した。

## 作業上の 過失・拙劣



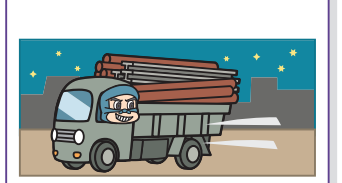
作業中、合図を誤ったため鉄骨をつり落とした。

## 落雷



落雷により建築中のビルが損壊した。

## 盗難



資材置き場に保管中の鉄骨が盗まれた。

## 保険金をお支払いできない主な場合

(詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください)

- ご契約者、被保険者（補償の対象となる方）もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意または重大な過失、法令違反による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 官公庁による差押え、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による損害
- 前記以外の放射線照射または放射能汚染による損害
- 高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ、崖崩れによる損害
- 風、雨、雹もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- 保険の対象が、工事以外の用途に使用された場合において、その使用によって使用部分に生じた損害
- 工事中用仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼等の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害
- 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- 湧水の止水または排水費用
- 芝、樹木その他の植物の枯死の損害（ただし、火災によって7日以内に枯死した場合を除きます） など

# 3 自動セットされる特約

(詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください)

## 雪災危険補償 特約条項

寒気、霜、氷、雪による不測かつ突発的な事故によって保険の対象について発生した損害について、損害保険金をお支払いします。ただし、下記の損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害
- ・コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害
- ・除雪費用（損害の発生した保険の対象の修理のために要する除雪費用を除きます）



## 4 建設工事保険にセットできる特約 (詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください)

別に定める特約保険料を払込みいただくことによってセットできる特約

<b>水災危険補償特約条項</b>	高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ、崖崩れによって保険の対象について発生した損害について、損害保険金をお支払いします。 (注) 高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による事故は72時間以内に発生した事故を1回の事故とみなします。
<b>特別費用補償特約条項</b>	請負金額に含まれない特別費用(急行貨物割増運賃、残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金、突貫工事に要する材料費等をいいます)に対して、保険金をお支払いします。ただし、航空貨物運賃を除きます。
<b>損害賠償責任補償特約条項</b>	保険証券記載の工事の遂行または工事の遂行のために工事現場において被保険者が所有、使用もしくは管理する施設、設備に起因する偶然な事故によって、他人の身体障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします(事故が保険証券記載の適用地域内で発生した場合に限ります)。
<p>＜損害賠償責任補償特約条項をセットすることにより、自動セットされる特約条項＞</p> <p><b>工事現場内建設用工作車危険補償特約条項</b>          保険証券記載の工事現場内において、所有、使用、管理するブルドーザ、パワーショベル等(ダンプカーは含みません)建設用工作車に起因して対人、対物事故が発生した場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p><b>漏水危険補償特約条項</b>          給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>＜別に定める特約保険料を払い込むことにより損害賠償責任補償特約条項にセットできる特約条項＞</p> <p><b>管理財物追加特約条項</b>          損害賠償責任補償特約条項でお支払いの対象とならない被保険者が作業を行う対象物(工事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます)の損壊に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p><b>被保険者間交差責任補償特約条項</b>          発注者グループ[元請の工事請負契約における発注者、その代理人、使用人および従業員]の被保険者と請負業者グループ[元請の工事請負契約における元請負人(その下請負人を含みます)、その代理人、使用人および従業員]の被保険者相互間の損害賠償責任を補償します。</p> <p><b>引渡後損害賠償責任補償特約条項</b>          保険責任期間中(工事の目的物の引渡し時から12か月間)において、引き渡した工事の目的物または工事の結果に起因する偶然な事故によって発生した第三者の身体の障害、財物の損壊により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします(事故が保険証券記載の適用地域内で発生した場合に限ります)。</p>	

## 5 主な保険料割引制度

ISO/HACCP等割引 建設工事保険の契約締結日時点で、次のいずれかの条件を満たしている場合 → 建設工事保険の保険料を **20%割引!**

- (1) 保険契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業  
 ①ISO9000シリーズ ②ISO14000シリーズ ③ISO22000シリーズ ④HACCP ⑤エコアクション21  
 ⑥環境プランナー報告書 ⑦エコステージ(エコステージレベル1~4認証が対象。エコステージ宣言は対象外)
- (2) 保険契約締結日時点で、上記(1)①~④の認証は取得前であるが、取得取組済の企業  
 ただし、下記の準備完了(下記のマニュアル等が完備し、内部監査が終了済みであることを条件とします。  
 ①ISO9000シリーズ=「品質マニュアル」作成 ②ISO14000シリーズ=「環境管理マニュアル」作成  
 ③ISO22000シリーズ=「食品安全マニュアル」作成 ④HACCP=「導入プラン、導入スケジュール」策定

◆ご契約に際して、認証状(または認証書)のコピー(取得前の場合は、マニュアル等のコピー)をご提出いただけます。

**調整係数** 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「総合評定値」に応じて保険料を **最大30%割引**します。

- 確認方法  
 最近の「総合評定値」のうち、建築一式工事の点数により割引率を決定します。  
 ・個別契約で、ジョイントベンチャー(共同請負工事)の場合は、代理店・扱者または弊社までご照会ください。

総合評定値	割引率
1,000点以上	<b>30%</b>
800点以上 999点以下	<b>20%</b>
600点以上 799点以上	<b>10%</b>

**セット割引** 「損害賠償責任補償特約条項」をセットした場合、保険料を **5%割引**します。

(注)「損害賠償責任補償特約条項」を途中でセットされる場合、「損害賠償責任補償特約条項」部分の保険料のみ、割引が適用されますのでご注意ください。

## 6 保険金額(ご契約金額)と保険期間の設定方法

### 保険金額

**保険金額 = 請負契約金額 + 支給材料等の金額 - 保険の対象に含まれない工事の金額**

- (注1) 請負契約金額、支給材料等の金額には消費税を含みます。  
 (注2) 出精値引がある場合には、出精値引分を請負契約金額に加算して保険金額を設定します。  
 (注3) 上記に不足する金額でご契約されますと、お支払いする保険金が削減されますので、ご注意ください。

### 保険期間

**工事着手の時から引渡しの時(引渡しを必要としない工事については工事完成の時)まで**

- (注1) 基礎工事を除いてご契約される場合は、基礎工事完了の時が保険期間の始期となります。  
 (注2) 工事事材料、工事事仮設材については、工事現場に搬入され荷卸しが完了した時から保険責任が開始します。

## 7 お支払いする保険金 (詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください)

**お支払いする保険金の額**  
 (1回の事故につき<sup>\*1</sup>)

=

- 損害保険金**  
 【損害の額(復旧費<sup>\*2</sup>-残存物価額)-保険証券記載の自己負担額<sup>\*3</sup>  
 ご契約の保険金額(ご契約金額)<sup>\*4</sup>が限度となります】
- 臨時費用保険金**  
 【損害保険金×20%をお支払いします。ただし、1回の事故につき100万円限度】
- 残存物取片づけ費用保険金**  
 【損害保険金の6%が限度となります】



- ※1 台風、暴風雨、雹災、降雨等の自然災害による事故は、72時間以内に生じた事故を1回の事故とみなします。  
 ※2 損害の額(復旧費)とは  
 ●復旧費とは損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます。  
 ●損害の額には、損害が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合の費用(以下「損害防止費用」といいます)も含まれます。  
 ※3 1事故ごとの自己負担額で、一律10万円です。自己負担額は増額または減額することができます。火災、落雷および破裂・爆発による事故については、自己負担額はありません。  
 ※4 保険金額(ご契約金額)は対象工事の請負契約金額(発注者等から支給または貸与される工事事材料および工事事仮設材などが請負金額に含まれていない場合はその金額を請負金額に加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引きます。以下「請負金額」といいます)となります。  
 ※5 雪災危険補償特約条項に従い保険金をお支払いする場合、損害保険金のみのお支払いとなります。ただし、損害の額に損害防止費用は含みません。

【保険金額が請負金額より低い場合】  
 ご契約の保険金額が請負金額より低い場合は、損害保険金の額は下記の式にて算出した額をお支払いします。

**上記「損害保険金の額」 ×  $\frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}}$**